

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月6日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第38号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第3（第21条、第25条関係）			別表第3（第21条、第25条関係）		
名称	位置	1区画当たり使用料月額	名称	位置	1区画当たり使用料月額
略			略		
城西 県営住宅駐車場	略		城西 県営住宅駐車場	略	
鍋島 県営住宅駐車場	略		高木 県営住宅駐車場	佐賀市	1,000円
略			鍋島 県営住宅駐車場	略	
			略		

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。